

どんなイベントでも！いつでも1人でもまるごと補償！



おひとりでも ワンタイムイベント保険

(傷害保険)

1日1人282円から！複数日程でも申込みできる！

いつでも！
イベント
開始直前
でも加入OK!

安心！
保険料一律で
手厚い補償！

充実！
賠償補償付き！
熱中症にも
対応！



この保険は、イベント参加者ご自身のケガ等を補償する参加者向けの保険です。
※イベント主催者用の保険ではございません。



最大8名一括申込OK！
※要注意事項確認



最低人数はありません！
1名からでも申込可



盗難が発生した場合も補償！
※要注意事項確認



マラソン・ママさん
イベント等同じ保険料
※要注意事項確認



賠償保険（スポーツによる制限無）が付加可能！



天災（地震・噴火・津波等）補償！
※要注意事項確認



まごころ少額短期保険株式会社

MAGOCORO SMALL AMOUNT & SHORT TERM INSURANCE COMPANY

プランは3つ シンプルなので自分に必要な補償を選びやすい！

保険金種類	基本プラン	賠償プラン	万ープラン
傷害入院保険金	日額 5000 円 (30日限度)	日額 5000 円 (30日限度)	日額 5000 円 (30日限度)
傷害通院保険金	日額 2000 円 (100日限度)	日額 2000 円 (100日限度)	日額 2000 円 (100日限度)
傷害手術保険金	一律 5万 円	一律 5万 円	一律 5万 円
賠償責任補償保険金	—	最大 1000万 円 (免責3万円)	最大 1000万 円 (免責3万円)
傷害死亡保険金	—	—	30 万円
期日払 (1日~29日)	282~494 円	344~604 円	361~634 円
月 払	500 円	610 円	640 円
年 払	6,000 円	7,320 円	7,680 円



身の回り品損害費用保険を追加できます！

保険金種類	基本プラン	賠償プラン	万ープラン
身の回り品損害費用保険金	最大 10万 円(免責3万円)	最大 10万 円(免責3万円)	最大 10万 円(免責3万円)
期日払 (1日~29日)	34~57 円	34~57 円	34~57 円
月 扟	60 円	60 円	60 円
年 扟	720 円	720 円	720 円

※コンビニ払の場合、この保険料以外にコンビニ払への払込手数料がかかります。

補償内容の特徴

傷害入院保険金

- ◆被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故（傷害保険 普通保険約款別表3）を直接の原因として、2日以上（1泊2日）の入院を医療法に定める病院または診療所をされたときに支払います。
- ◆1事故の支払限度は30日です。
- ◆イベント前後の事故も補償対象です。
- ◆熱中症、低体温症、高山病といった徐々に体調を崩すものも補償の対象になります。
- ◆蜂や毒蛇といった毒をもつ昆虫や爬虫類に襲われた時も補償の対象になります。
- ◆雷、台風、地震、噴火、津波といった自然災害に遭遇した場合も対象になります。

傷害通院保険金

- ◆被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故（傷害保険 普通保険約款別表3）を直接の原因として、2日以上（1泊2日）の通院を医療法に定める病院または診療所をされたときに支払います。なお、医師の指示による柔道整復師の施術は対象になる場合がありますが、柔道整復師がいる接骨院・整骨院・整体院等への通院は対象にはなりません。
- ◆1事故の支払限度は100日です。事故日から180日に院視察が行われれば複数年度の請求が可能です。
- ◆イベント前後の事故も補償対象です。
- ◆熱中症、低体温症、高山病といった徐々に体調を崩すものも補償の対象になります。
- ◆蜂や毒蛇といった毒をもつ昆虫や爬虫類に襲われた時も補償の対象になります。
- ◆雷、台風、地震、噴火、津波といった自然災害に遭遇した芋対象になります。

傷害手術保険金

- ◆傷害入院保険金の支払いが伴う手術に対して支払われます。
- ◆1事故の支払限度は20万円です。
- ◆イベント前後の事故も補償対象です。

賠償責任補償保険金

- ◆スポーツの種類、イベントの内容に制限はありません。
- ◆イベント前後の事故も補償対象です。
- ◆免責額が3万円設定されています。

傷害死亡保険金

- ◆イベント前後の事故も補償対象です。

身の回り品損害費用保険金

- ◆盗難補償は、購入価格30万円以内の物品を対象に、被害にあった物の再購入費用（時価相当額）を補償します。

！ クレジット決済の取扱い

- ①1日～29日までの保険期間で指定できる期日払、1年の保険期間である月払と年払から選ぶことができます。
- ②払回数は、期日払は1回、月払は12回、年払は年1回になります。
- ③年払契約を解約した場合、未経過月数の保険料を返金します。
- ④当日申込だけでなく170日前までの責任開始日のお申込が可能です。
- ⑤ご契約者様専用サイトから申込の取消および保険契約の解約ができます。

！ コンビニ決済の取扱い

- ①申込日から3日後以降の1日～29日までの保険期間で指定できる期日払、申込日から3日後以降の1年の保険期間である年払から選ぶことができます。
- ②払回数は、期日払は1回、年払は年1回になります。
- ③申込日から3日後から170日前までの責任開始日でなければお申込できません。
- ④お申込の翌日までに保険料をコンビニ経由で支払わなければ保険契約は無効になります。
- ⑤保険料に応じてコンビニエンスストアに事務費を支払います。事務費は、2000円未満は143円、2000円～3000円未満は187円、3000円～10000円未満は220円、10000円～30000円未満は275円、30000円～50000円未満は330円、50000円～100000円未満は550円になります。
- ⑥ご契約者様専用サイトから申込の取消および保険契約の解約ができます。保険申込の取消をされた場合は、ご返金させていただきますので、必ず代表者の方の指定金融機関口座をご記載ください。

！ 個人申込の取扱い

- ①お申込は保険契約者及び被保険者が同一に限られます。

！ グループ申込の取扱い

- ①グループでのお申込の場合は代表者が他の申込人を代表して入力してもらいますが、補償としては各々が保険に申込をした取扱いになります。
- ②グループの1回に申込める人数は8人です。9人以上の場合には5人・4人と分けてお申ください。なお、グループ申込は1グループ2人以上でないとお申込できません。（例：9人以上の場合、1人・8人でのお申込は不可。）
- ③払回数は、期日払1回に限られます。
- ④グループ申込の決済方法は、クレジット決済とコンビニ決済の2種類です。
- ⑤クレジット決済及びコンビニ決済については、それぞれの取扱いに準じます。
- ⑥グループ申込で保険契約がお引受けなかった場合は、ご返金させていただきますので、必ず代表者の方の指定金融機関口座をご記載ください。

補償の詳細

補償の詳細については次のとおりです。

名称	保険金額	支払事由
傷害入院 保険金	入院保険日額 5,000 円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故（傷害保険 普通保険約款 別表3）を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故（別表3）による傷害の治療を目的とする入院 2. 医療法に定める病院または診療所における入院 3. 2日（1泊2日）以上の継続した入院
傷害通院 保険金	通院保険日額 2,000 円	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故（傷害保険 普通保険約款 別表3）を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する通院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院または往診による治療 2. 医療法に定める病院または診療所における通院 3. 医師が行う医療行為または例外的医療行為にあたる往診
傷害手術 保険金	傷害手術保険金額 5万円	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故（傷害保険 普通保険約款 別表3）による傷害の治療を直接の目的とする手術 2. 医療法に定める病院または診療所において受けた手術 3. 傷害入院保険金の支払が伴う手術
賠償責任 補償保険金	賠償責任補償 保険金 1,000 万円 免責額 3 万円	被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が、責任開始日以後に、次の1および2に掲げる日本国内で事故によって、被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が他人（注1）の身体の障害（注2）または他人（注1）の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して賠償責任補償保険金を支払います。 1. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の日常生活に起因する不慮の事故 2. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の居住の用に供される保険証券記載の住居（敷地内の動産を含みます）の所有・使用または管理に起因する不慮の事故 (注1) 本約款においては、第2条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。 (注2) 本約款においては、傷害、疾病、特定重度障害または死亡をいいます。
傷害死亡 保険金	保険金額 30万円	被保険者が、責任開始日以後に日本国内で発生した不慮の事故（傷害保険 普通保険約款 別表3）を直接の原因として、次のいずれかで死亡したとき 1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき 2. 被保険者が傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
身の回り品 損害費用 保険金	身の回り品 損害費用 保険金最大 10万円 ※免責額 1千円	被保険者が、責任開始日以後に盗難によって損害を被り、遅滞なく警察に届け出た場合には、当該損害の保険価額を限度として、保険金額の範囲内で保険金を支払います。なお、支払われる保険金は、発生した損害の保険価額の額を補償額とします。また、被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故（普通保険約款別表3）によって身体に傷害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害の修理費用といった諸費用に対して保険金を支払います。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産であり、価額（保険価額ではありません。）が30万円以下のものをいいます。具体的には、時計、カメラ、テント、鞄等です。ただし、次に掲げる物は、保険の対象なりません。 1. 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リュージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型（ドローンを含みます）およびこれらの付属品 2. コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物 3. 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる布でつくられた製品等 4. 動物および植物 5. 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券および旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物 6. 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物

保険料の払込等

保険料の払込については、次の内容にて引受けています。

保険料の払込等	満1歳～満79歳まで
保険期間・保険料払込期間	1日～29日
更新の取扱	最長79歳まで補償を継続できます。
保険料払込回数	期日払、月払、年払
保険料払込方法	クレジットカード払、コンビニ払
診査	告知扱

責任開始日および保険期間

- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- 当社の責任が開始される日を契約日とします。
- 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
- 当社の保険期間は契約日からその日を含めて1年間です。ただし、期日払の保険期間は1日から29日までの指定された期日までとなります。

保険金をお支払いしない場合

本保険において、保険金を支払わない場合は次のとおりです。

(1) 免責事由は次のとおりです。

傷害入院保険金 傷害通院保険金 傷害手術保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の薬物依存（傷害保険 普通保険約款 別表2） (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (5) 被保険者の精神および行動の障害（傷害保険 普通保険約款 別表2）を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 戦争その他の変乱 (9) 地震、噴火または津波 (10) 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物 その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1) 使用済燃料を含みます。 (注2) 原子核分裂生成物を含みます。 (11) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靭帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でい ずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの（原因の如何を問わない。） (12) 日本国における傷害入院および傷害通院による療養
-------------------------------	---

賠償責任補償 保険金

被保険者および生計を共にする同居の親族が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の故意 (2) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の精神および行動の障害（傷害保険 普通保険約款 別表2）を原因とする事故 (3) 戦争、その他の変乱 (4) 地震、噴火または津波 (5) 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（傷害保険 普通保険約款 注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1) 使用済燃料を含みます。 (注2) 原子核分裂生成物を含みます。 (6) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の日常生活に起因しない、第三者への不法行為 となる損害賠償責任 (7) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の職務遂行に直接起因する損害賠償責任および 契約上の責任または契約上加重された責任 (8) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の住居等の日常生活に供されている以外の動産 または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (9) 被保険者と生計を共にする同居の親族が起こした一方の他方に対する損害賠償責任 (10) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の使用者が被保険者（生計を共にする同居の親 族を含む。）の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が家事使用人として使用者について、こ の規定を適用しません。 (11) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）と第三者との間に損害賠償責任に関する約定が ある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
--

賠償責任補償 保険金	<p>(12) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(13) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>(14) 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>（注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。</p> <p>（注4）空気銃を除きます。</p> <p>(15) 日本国外における日常生活で生ずる損害賠償責任</p>
傷害死亡 保険金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神および行動の障害（傷害保険 普通保険約款 別表2）を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 戦争その他の変乱</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>（注1）使用済燃料を含みます。</p> <p>（注2）原子核分裂生成物を含みます。</p>
身の回り品 損害費用 保険金	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の薬物依存 2. 保険契約者の故意または重大な過失 3. 被保険者の故意または重大な過失 4. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 5. 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱 9. 地震、噴火または津波 10. 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。 <p>(11)(8)から(10)までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p> <p>(12)(10)以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(13) 保険の対象の欠陥</p> <p>(14) 保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発行、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等</p> <p>(15) 保険の対象の擦り傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害</p> <p>(16) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故</p> <p>(17) 保険の対象である液体の流出</p> <p>(18) 保険の対象の置き忘れまたは紛失</p> <p>(19) 磁気テープ、磁気ディスク、U S Bメモリ、S Dカード等の持ち運びが容易な記録メディア、またはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害</p> <p>(20) 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>(21) 楽器の音色または音質の変化</p> <p>(22) 他人から預かっている財物</p>

まごころ少額短期保険株式会社
〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1
ウェルストン1ビル3階

お客様相談窓口 : 0570-550-514
電話受付時間 平日 10:00 ~ 17:00
(土日休日 年末年始は休ませていただきます)
<https://www.magocoro-ins.com>

お問い合わせ先